

保健福祉部

令和8年（2026年）5月25日調製

# 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和8（2026）年度補正予算概要 .....	1
2 函館市介護保険条例の一部を改正する条例の骨子.....	2～4

# 1 令和8（2026）年度補正予算概要

一般会計  
[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
民 生 債	3,500	過疎地域持続的発展特別事業債増	3,500

[歳出]  
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
障 害 者 福 祉 費	1,982	障害者データベース システム経費 495 障害福祉サービス指定事業者 管理システム経費増 811 障害児通所支援指定事業者 管理システム経費増 676	(国) 障害者総合支援事業費補助金 989
老 人 福 祉 費	12,000	補助金増 12,000 地域密着型サービス 拠点整備費等補助金 12,000	(国) 地域密着型サービス拠点整備費等補助金 8,000
生活保護総務費	1,040	生活保護適正化対策事業費増 1,040	(国) 生活保護費補助金 519

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
感染症等予防費	10,837	予防接種健康被害 救済措置事業費増 10,837 予防接種健康被害 救済措置給付金増 10,837	(国) 予防接種健康被害救済措置事業費負担金 10,837

## 2 函館市介護保険条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 改正理由

令和8年度分の保険料の減免に関する手続の特例に係る規定を整備するため

### (2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

### (3) 施行期日

公布の日

## 函館市介護保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(保険料の減免)</p> <p>第12条 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者の保険料を減免することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、またはその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げる事由に類する事由があること。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</u></p> <p>第3条の2 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)およびそのまん延防止のための措置の影響により</u></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和8年度分の保険料の減免に関する手続の特例)</u></p> <p>第3条の2 <u>第1号被保険者(第12条第1項第5号に掲げる事由に該当し、かつ、保険料の減免が必要であるものとして、市長が別に定める特別の事情がある者に限る。)に係る令和8年度分の保険料の減免については、同条第2項の規定にかかわらず、同項の申請を要しない。</u></p>

第12条第1項第2号、第3号または第5号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、令和4年度分の保険料（令和5年4月1日から同年9月30日までの間に普通徴収に係る納期限が存するもの（市長が別に定める保険料を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。